

## 経済産業省企業活動基本調査の必要性

近年我が国企業は、技術革新・情報化・サービス化の進展、消費者ニーズの多様化、グローバル化等を背景に、事業活動を多様かつ広範に展開し、この結果、我が国の産業構造は著しく変容を遂げている。こうした企業活動の新たな広がりには、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態を生み出している。しかし、このような事業活動の多様化の実態を定量的に把握することやその全体像を把握することは、これまでの事業所を対象とする調査においては困難であった。

経済産業省企業活動基本調査は、平成4年に第1回調査を、平成7年からは毎年実施し、企業の経営行動や多面的な経済活動を総合的に調査している。平成21年調査で16回を数えるに至っているが、その間も、国内外の経済・社会情勢は急速に変化しており、その変化に対応するため、我が国企業は企業組織形態や経営戦略の見直しを図るなど、一層の多様化を進めている。本調査は、こういった変化の著しい企業活動を毎年的確に把握することに資しており、我が国経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等に係る経済産業政策を円滑かつ適切に講じていく上で、極めて重要である。

以上より、経済産業省企業活動基本調査は、近年大きく変化する我が国企業の活動実態を的確に把握するための基礎データとして有用であり、引き続き調査を行うことが必要である。

## 経済産業省企業活動基本調査結果の利用実態

経済産業省企業活動基本調査は、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、ソフト化、企業間ネットワークの形成、分社化・子会社化等の多様な経済活動の実態を包括的に捉え、我が国企業の経営戦略や産業構造の変化を定量的に把握することを目的としている。

本調査で得られた調査結果は、経済産業省が担う経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等の経済産業施策の基礎資料、通商白書、中小企業白書、製造基盤白書（ものづくり白書）等での分析利用、企業を対象とする各種統計調査の母集団名簿情報等として利用されている。また、大学及び研究機関等から分析研究のために調査票情報の統計目的外使用の申請や資料要求、民間人からの問い合わせ等、広範囲に活用されている。

### 【具体的な活用事例】

#### 1. 経済産業政策等の企画・立案のための基礎資料としての利用

##### 産業施策関連

- ・産業構造審議会における「新たな産業構造の在り方に関する検討」の際の資料（産業、人材、地域の各構造検証）として利用。
- ・製造産業施策の企画・立案のため、「景気減速がもたらす影響と我が国製造業が世界市場における競争力を維持・向上させるキーファクタ選出に関する調査研究」において利用。
- ・新経済成長戦略で行う生産性向上のための施策取りまとめの一環として、各施策効果を定量的に検証するために利用。

##### 産業技術施策関連

- ・イノベーション施策の企画・立案のため、「イノベーションデータベース構築とその活用に関する調査研究」において利用。

##### 通商・貿易政策関連

- ・通商政策の企画・立案のため、日本企業のグローバル化の実証分析において利用。

##### 各種税制要求関連

- ・中小企業技術基盤強化税制の拡充要望に当たり、中小企業の研究開発に関する基礎資料作成において利用。
- ・税制改正要望に当たり、設備投資減税による景気の下支え効果を検証するため、キャッシュフローが設備投資に与える影響等の分析に利用。

##### 法令改正関連

- ・産業活力再生特別措置法の見直しに当たり、企業のリスク資金の運用実態把握の分析等において利用。

##### 白書関連

- ・「通商白書」、「中小企業白書」、「製造基盤白書(ものづくり白書)」等の各種白書において利用。例えば、「通商白書」では、我が国企業が海外に

進出する際の立地地点の選定に影響を与える要因分析や海外進出動向の予測等、我が国企業のグローバル化の実証分析に利用。

## 2. 各種統計調査の母集団名簿情報等としての利用

調査対象選定・母集団名簿作成等における利用

- ・ バイオ産業創造基礎調査（経済産業省）
- ・ 経済産業省企業金融調査（経済産業省）
- ・ 情報処理実態調査（経済産業省）
- ・ 消費者向け電子商取引実態調査（経済産業省）
- ・ 公害防止設備投資調査（経済産業省）
- ・ 中小企業実態基本調査（中小企業庁）
- ・ 企業短期経済観測調査（日本銀行）

他の統計調査の集計に際する利用（企業活動基本調査データの活用）

- ・ 外資系企業動向調査（経済産業省）
- ・ 海外事業活動基本調査（経済産業省）
- ・ 情報処理実態調査（経済産業省）
- ・ 中小企業実態基本調査（中小企業庁）
- ・ 通信産業基本調査（総務省）

## 3. 大学・研究機関等における実証分析や調査研究の基礎資料としての利用

内閣府経済社会総合研究所

- ・ イノベーションが企業の生産性に与える影響と民間の研究開発活動に対する公的資金の投入や規制など経済財政政策の影響に関する研究

文部科学省科学技術政策研究所

- ・ イノベーション手法の開発に向けた調査研究
- ・ イノベーションのアウトカムとしてのTFPの計量経済分析の観点からの調査研究

独立行政法人労働政策研究・研修機構

- ・ 非正規労働者の態様に応じた能力開発施策に関する調査研究

独立行政法人経済産業研究所

- ・ 企業を取り巻く経済環境と無形資産蓄積の研究
- ・ 企業要因と国際経済取引の関係に関する実証分析
- ・ 定量化された企業組織・人的資本に関するスコアと全要素生産性・労働生産性・ROA等の企業パフォーマンス指標との関係分析
- ・ グローバル化の進展が国内事業再編に及ぼす影響に関する調査研究

大学等における各種調査研究

- ・ 外資系企業のパフォーマンスとそのプレゼンスの拡大が国内企業に及ぼすスピルオーバー効果の検証研究
- ・ 日本企業の競争力に関する改良型日本モデルの研究
- ・ 企業パフォーマンス（生産性）の変動要因分析 等

## 経済産業省企業活動基本調査の計画に係る主要改正点（案）

### 1. 調査の目的等

#### (1) 調査の目的

経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）は、我が国の事業の多角化、国際化、研究開発等の実態を把握することによって、企業の経営戦略や産業構造の変化の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、平成4年に第1回調査を実施した、我が国において初の本格的かつ総合的な企業ベースの統計調査である。

#### (2) 調査の沿革

本調査は、発足当初は3年に一度の周期で実施するとされていたが、企業活動が著しく変容し、産業構造が急激に変化していることを踏まえ、平成7年調査（第2回調査）以降は毎年調査化された。また、平成10年調査（第5回調査）からは、当初からの調査対象業種である商鋳工業に一般飲食店を加えて実施し、平成13年調査（第8回調査）からは、第三次産業に属する業種への対象範囲の拡大を行い、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業及びサービス業のうち、主に当省所管の業種を調査対象範囲に加えて実施している。

平成16年調査（第11回調査）では、サービス業についてさらに可能な限り調査対象範囲に取り込み、平成19年調査（第14回調査）では、会社法等の制度改正等に対応し、調査事項の追加・項目の改正、業種追加等を行っている。

### 2. 平成22年調査の改正の背景

平成22年調査では、以下の観点から調査内容等について所要の改正を行う。

#### (1) 企業活動を巡る社会経済情勢の変化への対応

近年、企業のグローバル化やサービス化の進展、企業単位から企業グループとしての活動の強化等に見られるように企業活動を巡る社会経済情勢は大きく変化しており、それに対応すべく、企業は経営戦略や組織形態の見直し、人的資産への投資等、企業の活動も著しく変容を遂げている。こうした変化を受けた統計審議会諮問第312号の答申及び統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ報告書（平成20年8月）の指摘を踏まえ、企業活動の実態をより適切に把握するよう調査事項の追加、変更を行う。

#### (2) 把握の必要性が低下した調査事項等の廃止

コンピュータ・ネットワークの一定水準の普及、団塊世代の退職の問題（2007年問題）への対応等、時代の変化とともに把握の必要性が低下した調査事項及び記入困難な調査事項を廃止し、報告者の負担軽減を図る。

### 3. 平成22年調査の改正の概要

#### (1) 調査事項の変更

主な変更点は次の通りである。詳細は、「経済産業省企業活動基本調査 調査票新旧対照表（案）」を参照。

1) 組織の再編成等の的確な把握

「1 企業の概要」において、「(4)企業の設立形態及び設立時期」の選択肢を変更。設問「(5)平成 21 年 4 月以降の組織再編行為の状況」を追加。

「3 親会社、子会社・関連会社の状況」において、設問(1)に「親会社の有無」を、設問(2)に「子会社・関連会社の有無」を、設問(3)に「子会社・関連会社の減少」の項目を追加。設問(1)の「親会社との連結関係」の選択肢を変更。

「7 事業の外部委託の状況」については、「5 事業内容」から「(2)外注費」を削除し、特掲平成 19 年調査の同調査事項に対して、設問「(2) 貴社における製造委託の委託金額」と委託先区分を把握する選択肢等を追加。

「8 研究開発、能力開発」において、設問(1)の研究開発に関する設問内容を変更。「(2)研究開発費及び研究開発投資」の内訳として「関係会社との受委託」を追加。

「9 技術の所有及び取引状況」において、「(2)技術取引」を「受取金額」と「支払金額」に分割し、内訳として「関係会社」を追加。

2) 事業の国際化・サービス化の的確な把握

「6 取引状況」において、「(1)売上高の取引状況」、「(2)仕入高の取引状況」及び「(3)地域別の直接輸出額及び直接輸入額」を再編し、新たに設問(3)として「モノ以外のサービスに関する国際取引」を追加。地域区分について、アジアの内訳に「中国」を追加するとともに、過去の調査結果から構成比が少ない地域を統合。

3) 人的資産への投資の的確な把握

「8 研究開発、能力開発」において、設問「(3)能力開発費」を追加。

4) その他

資金調達・分配状況を的確に把握するため、「4 資産・負債及び純資産並びに投資」において、「(1)資産・負債及び純資産」の負債の内訳項目を追加。「(4)剰余金の配当状況」として「配当金(中間配当額を含む)」を追加。

「バイオ産業創造基礎調査」の母集団情報を把握するため、「11 バイオテクノロジーの利用状況」を追加(3年周期、平成 19 年調査より簡略化)

5) 把握必要性が低下した調査事項等の廃止

コンピュータ・ネットワークの普及が既に一定水準に達しているため、「9 情報化の状況」を削除。

団塊世代の退職の問題については、調査時点において3年以上が経過することになるため、「10 企業経営の方向」の設問「(2)貴社の団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況について」を削除。

特掲する「7 事業の外部委託の状況」について、平成 19 年調査では「(3)請負事業について」を設定していたが、報告者の記入が困難であることが分かったため、これを削除。

(2) 結果の公表期日

利用者の便を考慮し、早期公表化を図るため、速報の公表期日を調査実施後10ヶ月以内から8ヶ月以内に変更する。

(3) 他統計のデータ利用

報告者の負担軽減を図るため、今回の改正で追加した「剰余金の配当状況」について、法人企業統計調査(財務省)の調査結果を活用する。

(4) 集計様式の変更

調査事項の変更に伴い、従前の集計様式について、表の削除・追加、表頭・表側の事項の修正・追加等を行う。

## 諮問第312号の答申における今後の課題への対応

「諮問第312号の答申 経済産業省企業活動基本調査の改正について(平成18年11月)」において提示された課題及びその対応状況は、以下の通りである。

課題	対応状況
<b>(1)企業活動に関する統計の体系的な整備</b>	
<p>関係省庁が整備する統計調査結果とのデータ共有により、必要な統計整備を推進することが適当。</p>	<p>情報通信分野のデータ共有として、総務省と経済産業省の共管調査である「情報通信業基本調査(仮称)」を平成22年に創設し、経済産業省企業活動基本調査(以下「企業活動基本調査」という。)とのデータの共有化を図る予定。</p> <p>なお、他の企業関係統計の調査結果とのデータ共有については、上記の結果も踏まえ、引き続き検討。</p>
<p>調査対象範囲及び規模について、産業別に相違する企業の活動状況に関する分布情報及び産業の特性の分析・検討を踏まえて見直すことが必要。その際、中小企業実態基本調査の役割を明確にした上で調査対象企業の重複是正を図り、企業活動に関する統計を全体として整備する方向を目指すことが必要。</p>	<p>企業活動基本調査の前身である工業統計丙調査では、従業者50人以上かつ資本金1,000万円以上を調査対象としていたが、記入者の負担軽減の観点から、企業活動基本調査の調査対象範囲及び規模については、従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上とした経緯がある。</p> <p>これまでの調査対象業種の拡大を踏まえ、業種別全企業数に対する企業活動基本調査のカバレッジについて、法人企業統計調査と比較して見たところ、サービス業等の一部業種においては十分にカバーしているとは言えない状況にある。</p> <p>しかし、調査対象範囲及び規模の見直しについて適切な結論を得るには、経済センサス活動調査の結果を踏まえた企業名簿の情報が不可欠と考えており、経済センサスにより整理された企業名簿に基づいて検討を行うこととする。</p> <p>なお、中小企業実態基本調査(サンプル調査)との関係について整理したところ、</p>

	<p>現状以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象企業は、一部が重複。</li> <li>・中小企業実態基本調査の調査対象業種は、企業活動基本調査よりも広い。</li> </ul> <p>調査対象の重複整理に関しては、中小企業実態基本調査が、施策利用を主目的として、中小企業基本法に基づき調査対象を設定していることから、調査対象範囲の変更等は困難。なお、重複している調査対象企業については、売上高や売上高の内訳金額について企業活動基本調査から中小企業実態基本調査へデータ移送を行っている。</p>
<p><b>(2)適切な調査内容と調査票の設計</b></p>	
<p>調査事項について、企業活動を巡る社会経済情勢の変化並びにそれに伴う企業の業務内容の変化及び統計需要の変化に即応した見直し</p> <p>1)定性的調査項目</p> <p>    周期年項目を設定すること等による最新の企業行動の変化の実態把握</p> <p>2)定量的調査項目</p> <p>    ・会社法の施行等に伴う企業の合併・買収や純粋持株会社の増加等の企業の組織再編成や新たな資金調達手法の動向等を注視しつつ、その実態を的確に把握できるような調査事項の設定について検討</p> <p>    ・資金調達の仕方を反映する負債の内容や請負事業の内容、活動等の調査事項をより詳細に把握することについて統計需要に応じて検討</p>	<p>左記の指摘及び基本計画部会第2WGでの議論を踏まえ、変化する企業活動の実態を適切に把握できるよう調査事項の見直しを行った。一方、記入者負担等を考慮し、時代の変化とともに把握の必要性が低下した調査事項及び記入困難な調査事項は廃止した。見直しの詳細については以下のとおり。(詳細は新旧対照表参照)</p> <p><u>組織の再編成等の的確な把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 企業の概要」において、「(4)企業の設立形態及び設立時期」の選択肢を変更。設問「(5)平成21年4月以降の組織再編行為の状況」を追加。</li> <li>・「3 親会社、子会社・関連会社の状況」において、設問(1)に「親会社の有無」を、設問(2)に「子会社・関連会社の有無」を、設問(3)に「子会社・関連会社の減少」の項目を追加。設問(1)の「親会社との連結関係」の選択肢を変更。</li> <li>・「7 事業の外部委託の状況」については、「5 事業内容」から「(2)外注費」を削除し、特掲。平成19年調査の同調査事項に対して、設問「(2)貴社における製造委託の委託金額」と委託先区分を把握する選択肢等を追加。</li> </ul>

<p>-----</p> <p>「基本計画部会(第2WG)」における指摘</p> <p>➤ 人的資産への投資に関する統計情報の整備</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>・人材の能力開発(教育・研修)は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動である。能力開発投資の「見える化」を図るための基礎となる投資額を把握する統計の整備が必要である。</p> <p>【具体的な対応】</p> <p>・人的資産への投資に関する統計情報の整備について、企業における能力開発(教育・研修)に関連する投資額を把握するため、経済産業省は、「企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討を行い、平成21年度までに結論を得る。</p> <p>➤ 「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>・企業のサービス活動が、企業内(事業所間)だけでなく、企業グループ内(親会社・子会社間)でどのように分担され、取引されているかを明らかにすることが必要である。</p> <p>【具体的な対応】</p> <p>・経済産業省は、平成22年「企業活動基本調査」において、業務の外部委託状況に関し、委託の有無と金額だけでなく、委託先区分(企業グループ内外、国内・国外別)を把握すること及び事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取り組みの</p>	<p>・「8 研究開発、能力開発」において、設問(1)の研究開発に関する設問内容を変更。「(2)研究開発費及び研究開発投資」の内訳として「関係会社との受委託」を追加。</p> <p>・「9 技術の所有及び取引状況」において、「(2)技術取引」を「受取金額」と「支払金額」に分割し、内訳として「関係会社」を追加。</p> <p><u>事業の国際化・サービス化の的確な把握</u></p> <p>・「6 取引状況」において、「(1)売上高の取引状況」、「(2)仕入高の取引状況」及び「(3)地域別の直接輸出額及び直接輸入額」を再編し、新たに設問(3)として「モノ以外のサービスに関する国際取引」を追加。地域区分について、アジアの内訳に「中国」を追加するとともに、過去の調査結果から構成比が少ない地域を統合。</p> <p><u>人的資産への投資の的確な把握</u></p> <p>・「8 研究開発、能力開発」において、設問「(3)能力開発費」を追加。</p> <p><u>その他</u></p> <p>・資金調達・分配状況を的確に把握するため、「4 資産・負債及び純資産並びに投資」において、「(1)資産・負債及び純資産」の負債の内訳項目を追加。「(4)剰余金の配当状況」として「配当金(中間配当額を含む)」を追加。</p> <p>・「バイオ産業創造基礎調査」の母集団情報を把握するため、「11 バイオテクノロジーの利用状況」を追加(3年周期、平成19年調査より簡略化)</p> <p><u>把握必要性が低下した調査事項等の廃止</u></p> <p>・コンピュータ・ネットワークの普及が既に一定水準に達しているため、「9 情報化の状況」を削除。</p> <p>・団塊世代の退職の問題については、調査時点において3年以上が経過する</p>
---	---

<p>有無と件数を把握することの可能性について速やかに検討を開始する。</p>	<p>ことになるため、「10 企業経営の方向」の設問「(2)貴社の団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況について」を削除。</p> <p>・特掲する「7 事業の外部委託の状況」について、平成 19 年調査では「(3)請負事業について」を設定していたが、報告者の記入が困難であることが分かったため、これを削除。</p>
<p>調査票について、業種特性に応じた的確な企業活動の把握と報告者負担の軽減の観点から、例えば業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査を導入することを検討</p>	<p>業種特性に応じた調査票の複数化については、業種別に調査項目を整理する等、検討を行ったが、企業活動基本調査は、企業活動の実態を把握するものであり、現在の対象業種においては、企業の多角化の把握、業種別の比較等を行うには同一の調査票の方が望ましいと考えられる。</p> <p>業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査導入にあたっては、次のような課題があげられる。</p> <p>・多角化している企業には、複数枚の調査票が送付され、記入者負担増となる。</p> <p>・一方、主業格付けを行い、その業種特性に応じた調査票を送付する場合、主業以外の活動の実態把握に漏れが生じる。</p> <p>但し、今後、企業活動基本調査の調査対象が拡大した際に、企業によって記入困難な調査項目等が生じる場合には、調査票の設計について見直しすることとする。</p>
<p><b>(3)有効な結果利用に向けて</b></p>	
<p>海外事業活動基本調査とのリンケージによる、両調査のデータを結合した結果の適切な提供</p>	<p>今年度実施する調査研究において、企業活動基本調査を用いて作成した企業グループのパネルデータと海外事業活動基本調査の個票を接続し、海外子会社を含めた企業グループのパネルデータを作成する。本パネルデータを利用し、海外子会社・関連会社を含めた企業グループ内の分業構造の変化、グループベースでの事業再編の動向等について分析を行い、結果を広く一般に公表する。</p>
<p>類似の調査( )の枠組み又は調査事項を持つ他の統計調</p>	<p>情報通信分野については、「情報通信業基本調査(仮称)」を平成22年に創設</p>

<p>査との調整を図り、調査結果の総合比較及び相互利用が可能となるような集計・公表の仕組みについて検討</p> <p>( )通信産業基本調査、建設業構造基本調査、知的財産活動調査(統計報告の徴集)、情報処理実態調査(統計報告の徴集)等</p>	<p>し、企業活動基本調査の調査結果の総合比較及び相互利用が可能となるような集計・公表を行う予定。他の企業関係統計については、上記の結果も踏まえ、引き続き検討。</p>
<p>蓄積データの有効利用と統計需要への的確な対応の観点から、長期にわたるパネルデータを利用した結果について、広く一般に利用できるよう公表することについて検討</p>	<p>今年度実施する調査研究において、企業活動基本調査平成3年度実績から平成19年度実績分までの業種分類別売上げ、資産、研究開発、知的財産等のデータや海外事業活動基本調査の個票を用いる等して、企業の属性に関するパネルデータや企業グループに関するパネルデータを作成する。本データを基に、企業戦略や企業活動を把握するための利用方法や分析手法等の確立に資するよう、各種テーマに関して分析を行い、結果を広く一般に公表する。</p>

経済産業省企業活動基本調査の対象業種の変遷及び現在の対象範囲

第一次産業	第二次産業		第三次産業			
A 農業, 林業 B 漁業	D 建設業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	I 卸売業, 小売業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 ・電気業 ・ガス業	熱供給業 ・水道業	H 運輸業, 郵便業
		E 製造業		G 情報通信業 ・情報サービス業 ・インターネット附随サービス業 ・映像・音声・文字情報制作業	通信業 ・放送業	P 医療, 福祉
				J 金融業, 保険業 ・クレジットカード業, 割賦金融業	銀行業 ・協同組織金融業 ・貸金業 ・保険業 等	Q 複合サービス業
				K 不動産業, 物品賃貸業 ・物品賃貸業 (レジャーを除く)	不動産取引業 ・不動産賃貸業・管理業	S 公務
				O 教育, 学習支援業 ・外国語会話教授業, カルチャー教室	学校教育 等	
				L 学術研究, 専門・技術サービス業 ・広告代理業 ・エンジニアリング業	N 生活関連サービス業, 娯楽業 ・写真現像・焼付業 ・葬儀業, 結婚式場業 ・ゴルフ場 ・遊園地・テーマパーク ・フィットネスクラブ	R サービス業(他に分類されないもの) ・機械修理業, 電気機械器具修理業
				・デザイン業 ・機械設計業 ・商品・非破壊検査業 ・計量証明業	・ボウリング場	・ディスプレイ業
				・学術・開発研究機関 ・写真業	・洗濯・理容・美容・浴場業(特殊浴場業を除く) ・その他の生活関連サービス業(旅行業等を除く) ・映画館 ・スポーツ施設提供業 ・公園	・その他の機械等修理業 ・廃棄物処理業 ・その他の事業サービス業(建物サービス業を除く)
				M 宿泊業, 飲食サービス業 ・飲食店(料亭、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く) ・宿泊業	・専門サービス業(デザイン業を除く) ・獣医業 ・土木建築サービス業	・旅行業 ・興業場, 興業団 ・競輪・競馬等の競争場, 競争団 ・遊戯場 ・その他の娯楽業

■ : 当初企業活動基本調査対象業種範囲

■ : 平成10年調査より対象範囲拡充

■ : 平成13年調査より対象範囲拡充

■ : 平成16年調査より対象範囲拡充

■ : 平成19年調査より対象範囲拡充

## 第28回統計委員会（11月20日）における意見に対する回答

（経済産業省企業活動基本調査関係）

本調査の調査事項のうち、定性的な事項については、「企業経営の方向」、「バイオテクノロジーの利用状況」等のように、いわば思いつきのようなテーマになっているような感じがする。そのようなことであるならば、例えば、従業員の働き方の在り方等、いろんなテーマがあるように思われる。

（回答）

企業活動基本調査の調査事項は、基本的には、

- ・企業組織の概要（企業の概要、事業組織及び従業者数、親会社・子会社・関連会社の状況、企業経営の方向）
- ・企業の経営実態（資産・負債及び純資産並びに投資、事業内容、取引状況）
- ・企業の戦略的活動（研究開発・能力開発、技術の所有及び取引状況、バイオテクノロジーの利用状況）

といった区分で構成されているが、新たな調査事項は後段に追加してきたところ。

ご指摘を踏まえ、上記の基本的な整理に基づき、記入者の記入容易性等を考慮しつつ、検討していきたい。

従業者のうち、パートタイム従業者については、就業時間換算で従業者数を記入させており、その他の従業者（臨時・日雇雇用者、派遣従業者）については、就業時間換算ではなく、単に従業者数を記入させているが、非正規の割合がどのくらいかということを知りたい時に、企業の労働インプットを時間で測るということは、それなりに意義があり、これについても就業時間換算で把握するようにすべきではないか。

（回答）

パートタイム従業者は基本的に短時間労働者であり、臨時・日雇雇用者と比較して就業時間換算の必要性が高い。また、雇用保険の対象であるため、本社で一括管理しているところが多く、回答も比較的容易である。このため、就業時間換算している。

一方、一部の企業ヒアリングをしたところ、臨時・日雇雇用者及び派遣従業者については、調査対象企業の雇用保険の対象外であるため、一般的には本社で一括管理しておらず、回答は容易ではないとの指摘があった。このため、現行案どおり従業者数としたい。